



資料編

■ 企業団のあゆみ

年(西暦)	月	企業団の主な出来事
昭和47(1972)年	10月	北千葉広域企業団設置促進協議会及び同幹事会が発足
昭和48(1973)年	3月	自治大臣から企業団設立許可(自治許第50号)を得る(構成団体:1県7市2町)
	3月	企業団設立 千葉県東葛飾合同庁舎(松戸市小根本7番地)内で業務を開始
	3月	創設事業費の設定 449億円(計画期間:S48~S54年度)
	3月	水道用水供給に関する覚書を構成団体と締結(計画水量 日量 534,200m ³)
	3月	厚生大臣から事業経営認可(厚生省環第283号)を得る
	7月	創設事業の建設工事に着手
	11月	北千葉広域水道企業団設置促進協議会及び同幹事会を解散し、北千葉広域水道企業団運営協議会及び同幹事会を設置
昭和49(1974)年	12月	厚生大臣から事業経営変更認可(厚生省環第844号)を得る(取水地点の変更)
昭和50(1975)年	4月	浄水場建設工事に着手
	5月	企業団規約の変更許可(自治許第479号)を得る(共同処理事務の追加)
	8月	取水場建設工事に着手
	9月	利根川広域導水事業(野田導水事業)において毎秒4.320m ³ の水配分を受ける
昭和51(1976)年	2月	創設事業費の改定 1,165億7,000万円(計画期間:S48~S55年度)
	12月	導水管布設工事に着手
昭和52(1977)年	11月	浄水場中央管理本館(流山庁舎)が落成
昭和53(1978)年	4月	導水管が貫通
昭和54(1979)年	5月	財政計画の策定(S54~S55年度)
	5月	毎秒1.789m ³ の水利権許可を得る(野田緊急暫定導水路)
	6月	第一期施設(施設能力133,600m ³ /日)が稼働 関宿町、沼南町を除く構成団体へ給水を開始
	6月	水道用水供給条例の施行 基本料金81円/m ³ 、使用料金14円/m ³
	7月	渇水による取水制限(7~8月 取水制限最大10%)
	9月	毎秒1.935m ³ の水利権許可を得る(野田緊急暫定導水路)
	11月	北千葉広域水道企業団運営協議会幹事会を解散し、北千葉広域水道企業団経営委員会を設置
昭和55(1980)年	3月	奈良俣ダム建設事業において毎秒0.200m ³ の水源を確保する
	7月	渇水による取水制限(7月 取水制限最大10%)
	11月	創設事業費の改定 1,694億5,100万円(計画期間:S48~S62年度)
	11月	第2次財政計画の策定(S56~S57年度)
昭和56(1981)年	4月	全構成団体へ給水を開始
	4月	基本料金81円→103円/m ³ に改定(経過措置:S56年度は102円/m ³)
	12月	毎秒3.332m ³ の水利権許可を得る(野田緊急暫定導水路)
昭和57(1982)年	3月	企業団水道用水供給事業年報(S55年度)の発行
	3月	水道用水供給に関する覚書の変更(目標年度、水量内訳の変更)
	7月	渇水による取水制限(7月 取水制限最大10%)
	12月	利根川広域導水事業(北千葉導水事業)において毎秒4.320m ³ の水源を確保する
昭和58(1983)年	2月	第3次財政計画の策定(S58~S60年度)
	3月	創立10周年記念式典
	4月	第二期施設(施設能力267,100m ³ /日)が稼働
	4月	第二期施設完成記念式典
	4月	基本料金を103円→105円/m ³ 、使用料金を14円→16円/m ³ に改定
昭和59(1984)年	12月	水道用水供給に関する覚書の変更(野田市変更認可対応)

年(西暦)	月	企業団の主な出来事
昭和60(1985)年	11月	創設事業費の改定 1,860億9,500万円(計画期間:S48~H4年度)
	11月	第4次財政計画の策定(S61~H2年度)
昭和61(1986)年	7月	八ッ場ダム建設事業において毎秒0.350m ³ の水源を確保する
昭和62(1987)年	6月	渇水による取水制限(6~8月 取水制限最大30%)
	9月	水道用水供給に関する覚書の変更(流山市変更認可対応)
	11月	第5次財政計画の策定(S63~H4年度)
昭和63(1988)年	4月	第三期施設(施設能力400,700m ³ /日)が稼働
	4月	第三期施設完成記念式典
	6月	毎秒3.966m ³ の水利権許可を得る(北千葉導水路)
平成元(1989)年	10月	給水料金に消費税3%転嫁
平成2(1990)年	7月	渇水による取水制限(7~8月 取水制限最大20%)
平成3(1991)年	2月	創設事業期間の改定(計画期間:S48~H6年度)
	2月	第6次財政計画の策定(H3~H7年度)
	2月	水道用水供給に関する覚書の変更(関宿町変更認可対応)
	3月	水の缶詰「大切な水」の製作
	4月	奈良俣ダムが概成し供用を開始
	4月	基本料金を105円→82円/m ³ 、使用料金を16円→15円/m ³ に改定
	7月	毎秒4.520m ³ の水利権許可を得る(北千葉導水路・奈良俣ダム)
平成4(1992)年	2月	本庁舎(松戸庁舎)建設工事が完成
	3月	総務部、技術部が本庁舎(松戸庁舎)(松戸市七右衛門新田540番地の5)に移転し業務を開始
	5月	本庁舎(松戸庁舎)落成記念式典
	6月	戸倉ダム建設事業において毎秒0.115m ³ の水源を確保する
	11月	創設事業費の改定 2,072億2,500万円(計画期間:S48~H9年度)
平成5(1993)年	3月	創立20周年を迎える
	3月	毎秒4.671m ³ の水利権許可を得る(北千葉導水路・奈良俣ダム・八ッ場ダム)
	4月	高度浄水処理実験プラント(処理能力90m ³ /日)による実験に着手(~H7年度)
	11月	第7次財政計画の策定(H6~H12年度)
平成6(1994)年	7月	渇水による取水制限(7~9月 取水制限最大30%)
	8月	送水管路ループ化第1期事業に着手
平成7(1995)年	7月	第四期施設(施設能力534,200m ³ /日)が稼働
	7月	浄水施設完成記念式典
	8月	毎秒4.727m ³ の水利権許可を得る(北千葉導水路・奈良俣ダム・八ッ場ダム)
	11月	第8次財政計画の策定(H8~H12年度)
平成8(1996)年	1月	渇水による取水制限(1~3月 取水制限最大10%)
	8月	渇水による取水制限(8~9月 取水制限最大30%)
平成9(1997)年	1月	創設事業期間の改定(計画期間:S48~H12年度)
	2月	渇水による取水制限(2~3月 取水制限最大10%)
	7月	給水料金に消費税5%転嫁
	9月	思川開発事業において毎秒1.060m ³ の水配分が内定する
平成10(1998)年	3月	送水管路ループ化第1期事業の完了
	4月	送水管路ループ化第2期事業に着手
	6月	中里調整池設置事業に着手



年（西暦）	月	企業団の主な出来事
平成 11（1999）年	2月	第9次財政計画の策定（H11～H15年度）
	11月	毎秒4.877m ³ の水利権許可を得る（北千葉導水路・奈良俣ダム・ハッ場ダム・戸倉ダム・思川開発）
平成 12（2000）年	2月	創設事業費の改定 2,033億5,400万円（計画期間：S48～H12年度）
	4月	利根川広域導水事業（北千葉導水事業）が完成し供用を開始
	4月	思川開発事業において毎秒1.060m ³ の水源を確保する
平成 13（2001）年	3月	創設事業の完了 総事業費2,031億9,700万円（事業期間：S48～H12年度）
	3月	中里調整池設置事業の完了（容量10,000m ³ ）
	6月	高度浄水処理大規模実験プラント（処理能力500m ³ /日×2系統）による実験に着手（～H17年度）
	7月	利根運河水管橋耐震補強工事完了
	8月	濁水による取水制限（8月 取水制限最大10%）
平成 14（2002）年	11月	第10次財政計画の策定（H14～H18年度）
	1月	長期ビジョン「北千葉水道新時代21」の策定
	2月	水道用水供給に関する覚書の変更（目標年度の変更、柏市・流山市変更認可対応）
	4月	思川開発事業の見直しに伴い参画水量が毎秒0.313m ³ （△0.747m ³ ）に変更
平成 15（2003）年	4月	基本料金を82円→79円/m ³ に改定（使用料金は15円/m ³ で据置）
	3月	創立30周年を迎える
	3月	送水管路ループ化第2期事業の完了
	3月	高架水槽耐震化工事完了
	6月	野田市と関宿町の合併により、構成団体が1県7市1町に
平成 16（2004）年	11月	水道用水供給に関する覚書の変更（野田市、関宿町廃置分合対応）
	4月	企業団イメージキャラクター「メデちゃん」の決定
	4月	企業団ホームページの開設
平成 17（2005）年	11月	第11次財政計画の策定（H17～H21年度）
	3月	渡良瀬遊水池総合開発事業及び奈良俣ダム建設事業において毎秒1.349m ³ （渡良瀬毎秒0.505m ³ 、奈良俣毎秒0.844m ³ ）の水源を確保する
	3月	柏市と沼南町の合併により、構成団体が1県7市に
	4月	毎秒5.869m ³ の安定水利権許可を得る（北千葉導水路・渡良瀬遊水池・奈良俣ダム）
	4月	基本料金を79円→75円/m ³ に改定（使用料金は15円/m ³ で据置）
平成 18（2006）年	11月	水道用水供給に関する覚書の変更（柏市、沼南町廃置分合対応）
	6月	新規受水地点（流山市おおたかの森浄水場）へ給水を開始
平成 19（2007）年	11月	戸倉ダム建設事業の中止により同事業から撤退（水配分△毎秒0.115m ³ ）
	11月	第12次財政計画の策定（H20～H24年度）
平成 20（2008）年	3月	管路機能強化事業及び受水地点増設事業の完了
	4月	基本料金を75円→57円/m ³ 、使用料金を15円→10円/m ³ に改定
平成 21（2009）年	3月	厚生労働大臣から事業経営変更認可を得る（浄水方法の変更：凝集沈澱、オゾン、生物活性炭、急速ろ過方式）
	11月	水道用水供給に関する覚書の変更（計画水量 日量525,000m ³ 、目標年度の変更）
平成 22（2010）年	6月	高度浄水施設建設事業に着手
	8月	広報誌「水音（みずね）」創刊
	11月	第13次財政計画の策定（H23～R2年度）
平成 23（2011）年	3月	東日本大震災による送水管閉塞線補修弁破損等により漏水発生
	6月	福島第一原子力発電所事故により原水及び浄水の放射性物質について自己検査を開始

年（西暦）	月	企業団の主な出来事
平成 24（2012）年	3月	長期ビジョン「北千葉新時代21（第2次）」の策定（H23～R12年度）
	4月	福島第一原子力発電所事故に伴う損害賠償を請求
	4月	沼南調整池設置事業に着手
	5月	ホルムアルデヒド生成物質流出事故により野田市、柏市、流山市、我孫子市、八千代市において断水被害が発生
	9月	濁水による取水制限（9月 取水制限最大10%）
平成 25（2013）年	12月	ホルムアルデヒド検出に係る損害賠償を請求
	3月	創立40周年を迎える
	7月	濁水による取水制限（7～9月 取水制限最大10%）
平成 26（2014）年	8月	ホルムアルデヒド検出に係る損害賠償請求訴訟を提起
	4月	給水料に消費税8%転嫁
平成 27（2015）年	12月	高度浄水処理による給水を開始
	1月	ペットボトル水「きたちばウォーター」（高度浄水処理水）の製作
	2月	高度浄水通水記念式典
平成 28（2016）年	11月	第14次経営戦略の策定（H28～R7年度）
	3月	高度浄水施設（第一期）が完成（施設能力日量470,000m ³ ）
平成 30（2018）年	6月	濁水による取水制限（6～8月 取水制限最大10%）
	3月	沼南調整池設置事業の完了（容量26,700m ³ ×2池）
令和元（2019）年	8月	ホルムアルデヒド検出に係る損害賠償請求訴訟の和解
	6月	新規受水地点（習志野市 第4給水場）へ給水を開始 受水地点21カ所に
	8月	導水管更新に伴うトンネル築造工事に着手
	10月	給水料に消費税10%転嫁
令和2（2020）年	11月	第15次経営戦略の策定（R2～R11年度）
	3月	高度浄水施設（第二期）が完成（施設能力日量525,000m ³ ）
	3月	毎秒6.219m ³ の安定水利権許可を得る（北千葉導水路・渡良瀬遊水池・ハッ場ダム・奈良俣ダム）
	4月	ハッ場ダムが完成し供用を開始
令和4（2022）年	4月	基本料金を57円→53円/m ³ に改定（使用料金は10円/m ³ で据置）
	3月	活性炭の入札談合に関する損害賠償を請求
	10月	導水管更新に伴うトンネル築造工事のシールドトンネルが貫通
令和5（2023）年	11月	活性炭の入札談合に関する損害賠償請求訴訟を提起
	3月	創立50周年を迎える



■ 企業団の組織

北千葉広域水道企業団は、地方公共団体である一部事務組合として普通地方公共団体と同様に法人格を有し、執行機関のほか各構成団体の首長8名を議員とする議会を設置しています。

また、事業運営の円滑な推進を図るため、重要な事項を審議する機関として各構成団体の首長、議会議長等16名をもって構成される運営協議会を設置、さらに必要な事項について調査審議させるため、各構成団体の水道事業管理者、財政担当部長等16名をもって構成される経営委員会を設置しています。

なお、執行機関には、企業長が議会の同意を得て選任した監査委員が2名置かれています。

【組織図】

R5.4.1 現在



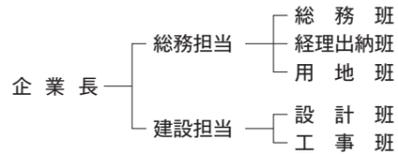
p74 ~ p76 省略



■ 企業団組織の変遷（抜粋）

昭和47年度

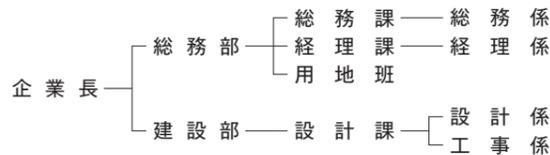
(S48.3.1)



● 企業団の組織を5班とし、千葉県東葛飾合同庁舎内に発足。

昭和48年度

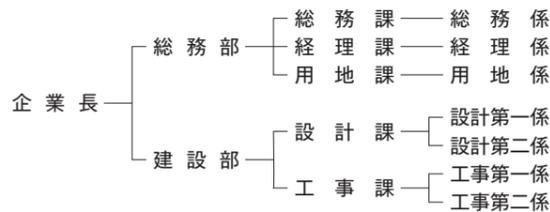
(S48.7.1)



● 企業団の組織を総務部及び建設部とし、総務部に2課1班、建設部に1課を設置。

昭和49年度

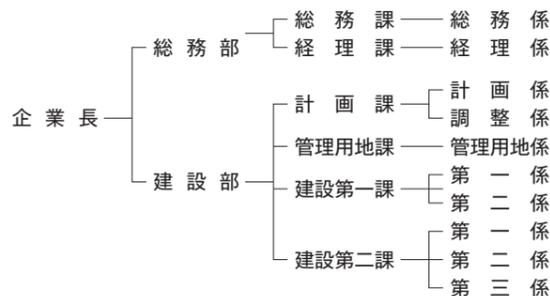
(S49.5.1)



● 総務部に用地課、建設部に工事課を設置。

昭和50年度

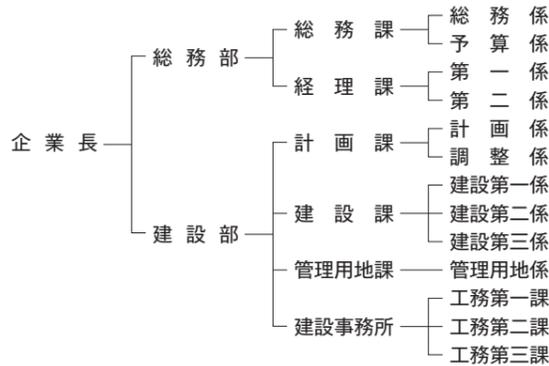
(S50.4.1)



● 総務部用地課を廃止し、建設部に4課を設置。(2部6課)

昭和51年度

(S51.4.1)



● 建設部建設第一課、建設第二課を建設課に改め、新たに建設事務所を流山の浄水場用地内に設置。

昭和53年度

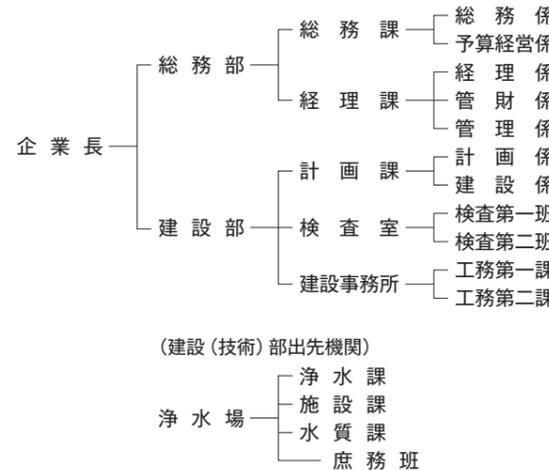
(S53.4.1)



● 建設部計画課を計画通水課とし、通水準備に備える。
● 建設部出先機関として北千葉浄水場を設置。(昭和54年2月1日)

昭和54年度

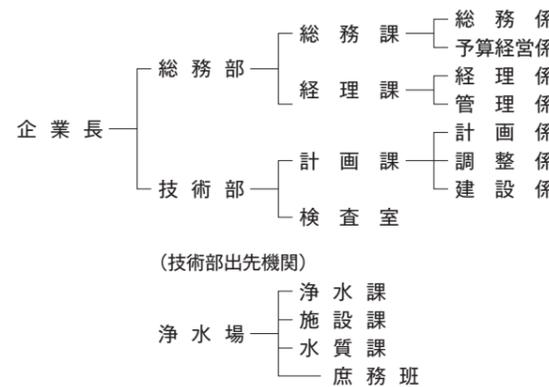
(S54.4.20)



● 建設部計画通水課を計画課に名称変更し、建設課を廃止。
● 建設部を技術部に名称変更。(昭和54年6月1日)

昭和56年度

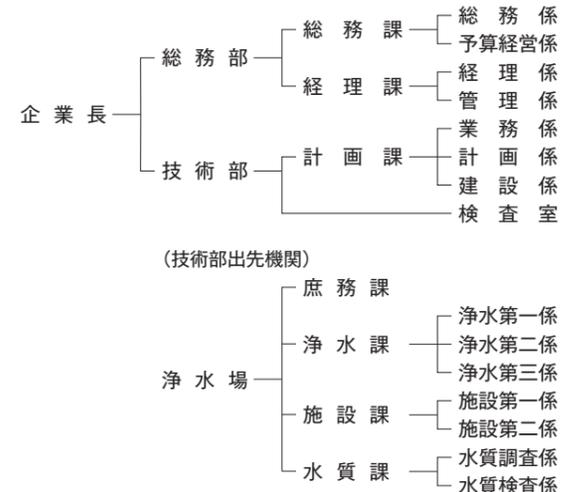
(S56.6.16)



● 技術部建設事務所を廃止。
技術部計画課を流山に移転し、併せて技術部に検査室を設置。

平成3年度

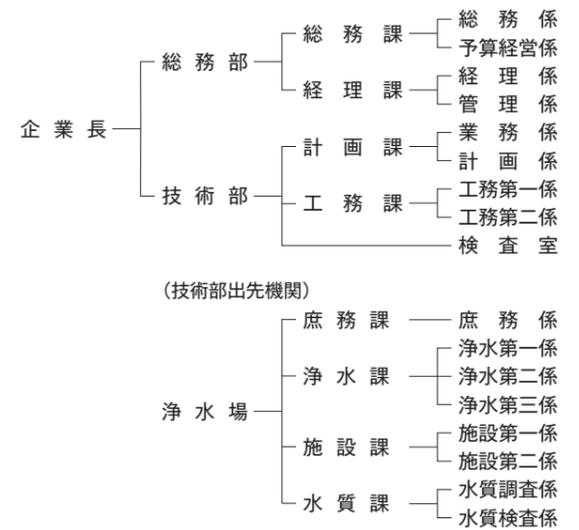
(H3.4.1)



● 総務部、技術部が本庁舎(松戸庁舎)へ移転し業務を開始。
(平成4年3月16日)浄水場水質課に係を設置。

平成4年度

(H4.4.1)

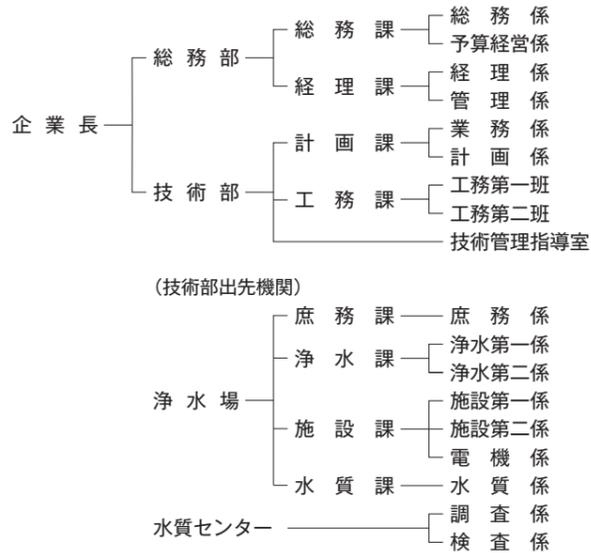


● 技術部に工務課を設置。浄水場庶務課に庶務係を設置。



平成 8 年度

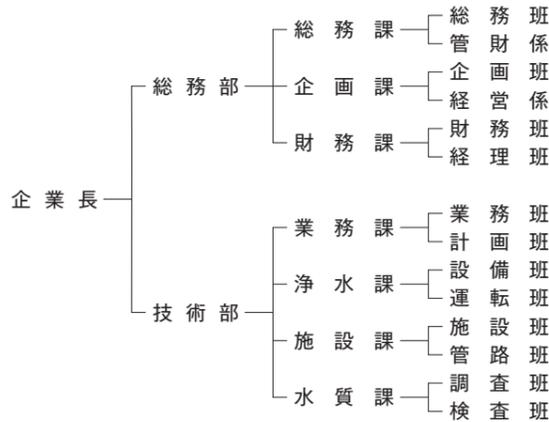
(H8.4.1)



- 技術部出先機関として水質センターを設置。浄水場施設課に電機係を設置。水質課の水質調査係、水質検査係を廃止し、水質係を設置。

平成 15 年度

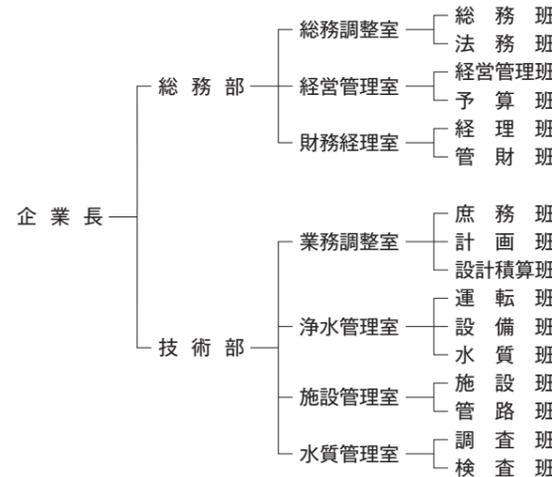
(H15.4.1)



- 技術部出先機関を廃止し、2部7課14班(係)に改編。

平成 23 年度

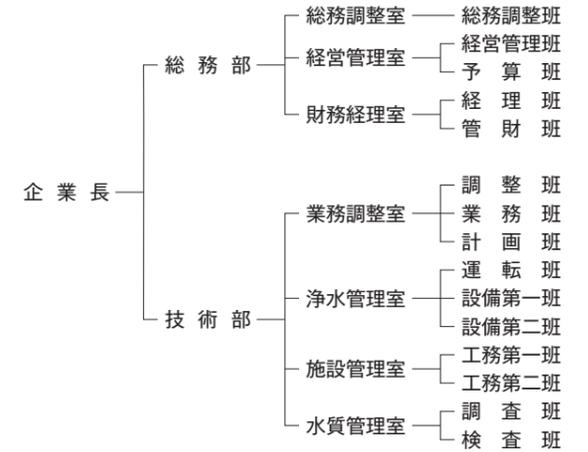
(H23.4.1)



- 技術管理室を廃止し、2部7室16班に改編。業務調整室業務調整班を廃止し、計画班、設計積算班を設置。

令和 3 年度

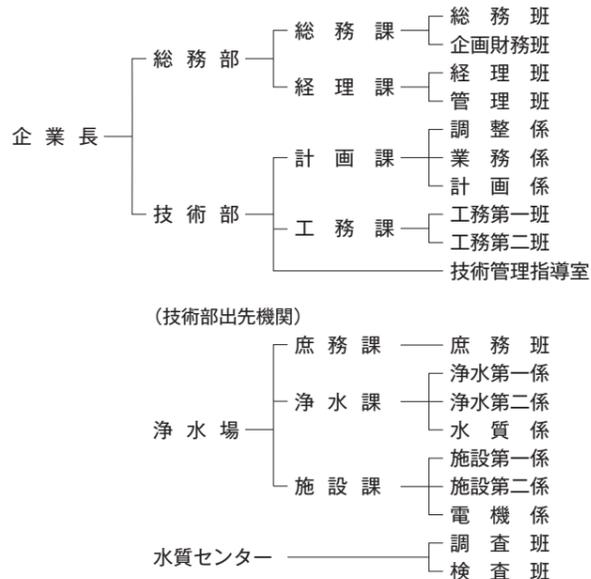
(R3.4.1)



- 浄水管理室設備班を廃止し、設備第一班、設備第二班を設置。施設管理室の班を工務第一班、工務第二班に名称変更。

平成 12 年度

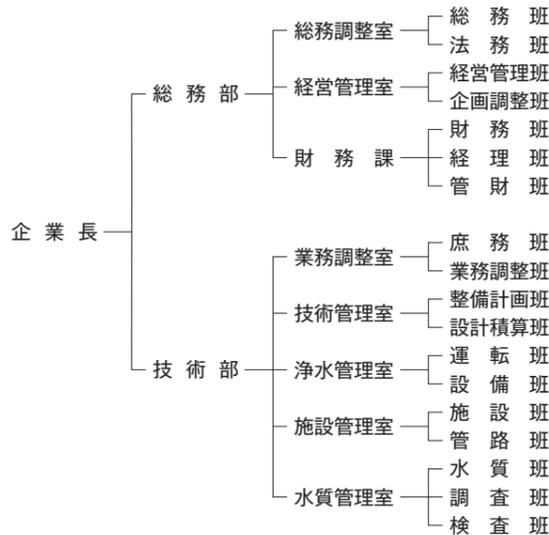
(H12.4.1)



- 浄水場水質課を廃止。浄水課に水質係を設置。総務課、経理課、庶務課、水質センターの係を班に名称変更。

平成 18 年度

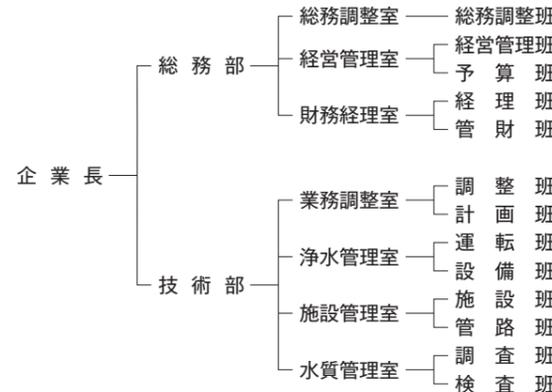
(H18.4.1)



- 組織改正により課制を廃止し、2部7課14班を2部8室18班に改編。

平成 27 年度

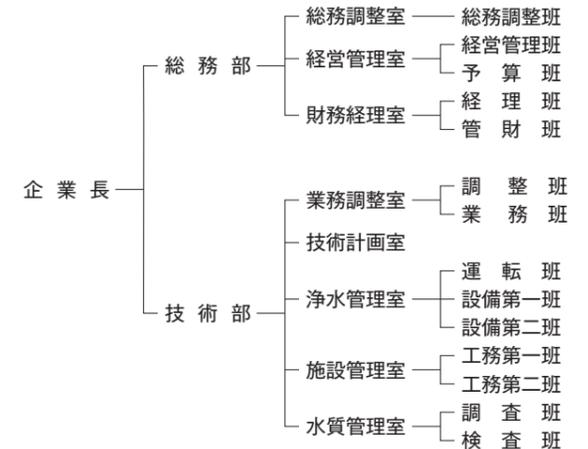
(H27.4.1)



- 浄水管理室水質班を廃止し、運転班に統合。

令和 5 年度

(R5.4.1)



- 技術部に技術計画室を設置。(2部8室15班)



北千葉広域水道企業団 50周年記念誌

発行日：2023年10月

発行元：北千葉広域水道企業団

総務部 〒271-0041 松戸市七右衛門新田540-5
技術部 〒270-0172 流山市桐ヶ谷130

編集協力：水道産業新聞社

表紙写真：オゾン発生器内部
